

令和3年9月15日

## 中小企業庁『M&A 支援機関に係る登録制度』に 静清信用金庫が登録されました

静清信用金庫は、「中小 M&A を支援する機関」として、中小企業庁が創設した『M&A 支援機関に係る登録制度』に登録されました。

本登録制度は、中小企業における M&A の更なる発展のため、M&A 支援機関に対して、適切な M&A のための行動指針を提示し、遵守を求めるものです。

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）においては、M&A 支援機関の活用に係る費用の補助について、予め登録された機関の支援に係るもののみが補助対象となります。

### 1. 登録支援機関の公表日

第1回公表日：2021年9月13日

### 2. 登録の要件

「中小 M&A ガイドライン（※）」の遵守の宣言を行うこと

※「中小 M&A ガイドライン」:

中小企業における M&A の更なる発展のため、①M&A の基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、②M&A 業者等に対して、適切な M&A のための行動指針を提示するもの。中小企業庁において令和2年3月に策定。

### 3. 静清信用金庫の取組み

- ・静清信用金庫では、将来の後継者問題を抱える事業者に対し、円滑な事業承継に向けた計画の立案支援や、専門家と連携した無料相談会など、さまざまなサポートを行っています。
- ・昨年度は代表者年齢が55才以上の事業者を対象に、事業承継に関するアンケート調査を実施。回収アンケート1,228先中「相談希望あり」の430先のうち、214先の個別相談を実施しました。
- ・親族内や、従業員等に後継候補者がおらず、M&A 譲渡を希望する企業には、新規事業参入や事業拡大を希望する譲受企業を紹介しています。
- ・M&A 業務を行うにあたり、静清信用金庫は「中小 M&A ガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、顧客の利益の最大化のため、それぞれに応じた適切な支援を行ってまいります。

以上